

高松市・香川町合併協議会

第6回会議資料

日 時：平成16年5月7日（金）

午後1時30分

場 所：香川町農村環境改善センター

2階 大ホール

目 次

(議 案 事 項)

議案第 1 2 号	行政制度等の調整方針について -----	1
議案第 1 3 号	建設計画の作成方針について -----	7

(協 議 事 項)

協議第 2 号	合併の期日（協定項目第 2 号）について -----	1 6
協議第 3 号	新市の名称（協定項目第 3 号）について -----	1 9
協議第 4 号	新市の事務所の位置（協定項目第 4 号）について -----	2 0
協議第 5 号	町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）について -----	2 1

(そ の 他)

合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について -----	2 4
高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について -----	2 4

議案第 1 2 号

行政制度等の調整方針について

行政制度等の調整方針について、別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 5 月 7 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

行政制度等の調整方針

1 基本的考え方

行政制度等の調整に当たっては、合併協定項目の協議方針における基本原則を踏まえ、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行うこととする。

2 調整方針

原則として、高松市の行政制度等（以下「制度等」という。）に統一することとする。

この場合、香川町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を加えるものとする。

なお、サービス・負担の適正化推進の視点から、特に必要があると認めるときは、高松市の制度等の見直しなど、総合調整を行うものとする。

3 調整方法

(1) 高松市、香川町共にあり、同水準のもの

高松市の制度等に統一する。

(2) 高松市、香川町共にあるが、水準が異なるもの

高松市の制度等に統一する。

ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容、相違の程度等を勘案し、調整を行うものとする。

(3) 高松市にあって、香川町にはない場合

高松市の制度等を適用する。

ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行う。

(4) 高松市にはなく、香川町にある場合

制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行う。

調整に当たっては、香川町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来

さないよう、制度等の存続、廃止又は経過措置を設けることなどについて検討するものとする。

(参考 1)

合併協定項目の協議方針における基本原則

1 一体性確保の原則

合併後における速やかな一体性の確保を図ることができること。

2 住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努めること。

3 負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めること。

4 健全な財政運営の原則

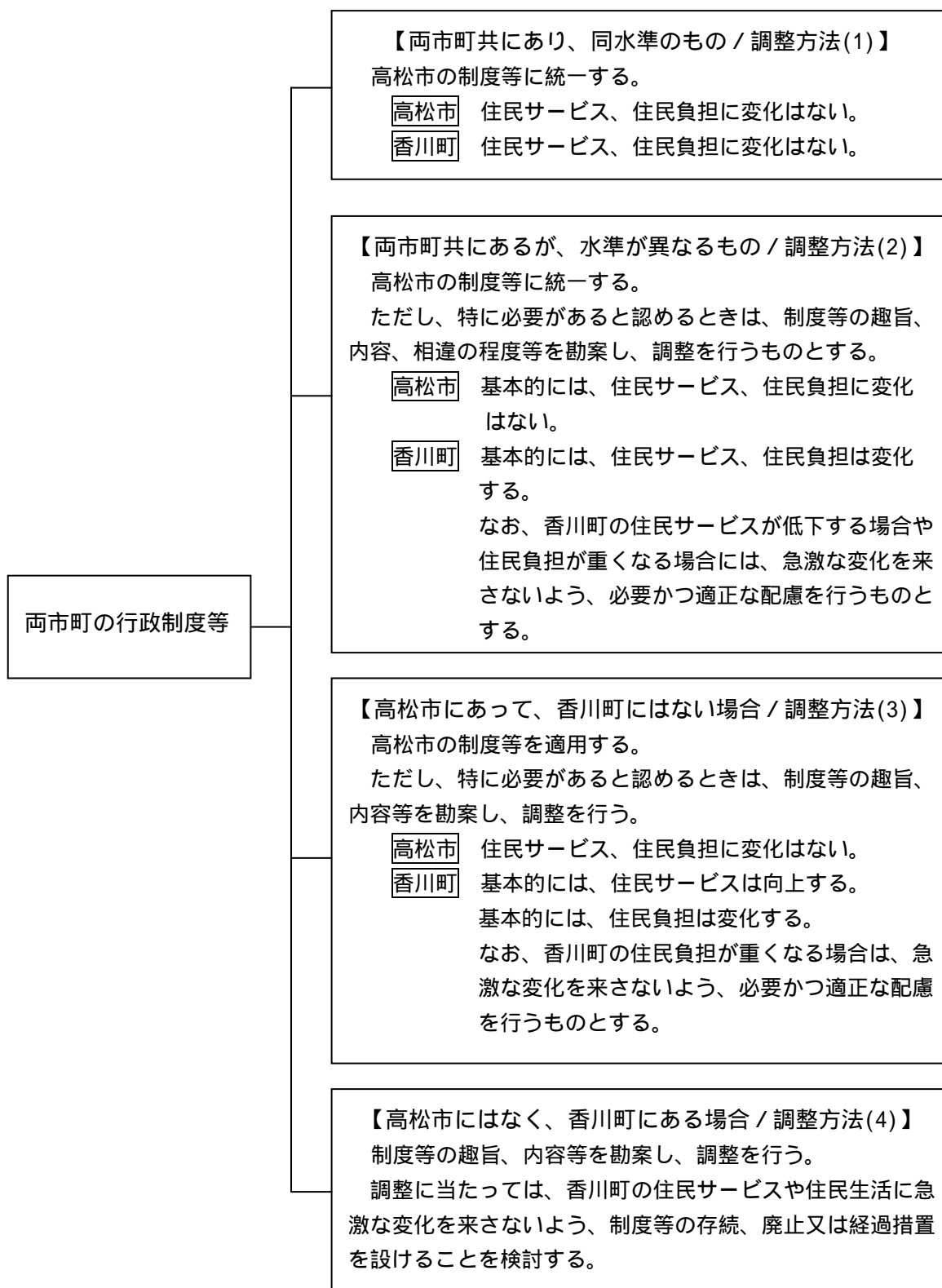
合併後における健全な財政運営に資すること。

5 行政改革推進の原則

行政改革推進の視点から、事務事業の総合的見直しに努めること。

【議案第9号、平成15年11月25日原案承認】

《調整方法の基本的なイメージ》



行政制度等の調整方針の事例

【編入合併】福山市・内海町合併協議会	【編入合併】高知市・鏡村・土佐山村合併協議会
<p>【福山市・内海町行政制度等調整方針】</p> <p>1 行財政制度統一の調整方針に関する基本的考え方</p> <p>(1) 原則として、福山市の制度に統一する。</p> <p>(2) 内海町の住民サービスを低下させないことや、内海町の住民生活に急激な変化をもたらさないことに配慮する。</p> <p>2 具体的な調整方法</p> <p>(1) 住民サービスにつながる各種制度等（各種制度・補助金など）</p> <p>ア 福山市にあり、内海町にもあって、同水準のもの 福山市の制度に統一（この場合、福山市、内海町の住民サービスの低下はない。）</p> <p>イ 福山市にあり、内海町にはない場合 福山市の制度に統一（この場合、福山市の住民サービスに変化はなく、内海町の住民サービスは向上する。）</p> <p>ウ 福山市にはなく、内海町にある場合 制度の趣旨、内容、変化の程度等を勘案し調整が必要となる。その方法として、当分の間、従来の実績を下らないように配慮するか、年次計画で段階的に調整し、最終的に福山市に合わせるなどの方法が考えられる。</p> <p>(2) 住民の負担につながる各種制度（税、料など）</p> <p>ア 福山市にあり、内海町にもあって、同水準のもの 福山市に統一（この場合、福山市、内海町住民ともに負担の増加はない。）</p> <p>イ 福山市にあり、内海町にもあって、福山市の方が負担が軽い場合 福山市に統一（この場合、福山市は変化なく、内海町住民の負担は軽くなる。） ただし、一度に統一するか、段階的に行うか、調整が行われる場合も考えられる。</p> <p>ウ 福山市にもあり、内海町にもあるが、福山市の方が負担が重い場合又は福山市にもあり、内海町にもあるが、所得階層により負担の水準が異なる場合 制度の内容、変化の程度などを勘案し、調整が必要となる。その方法としては、「福山市の制度に統一する。ただし、については、当分の間現行のとおりとする」とか「福山市の制度に統一する。ただし、については、段階的に調整する。」などの方法が考えられる。</p>	<p>【行政制度等の調整方針】</p> <p>1 具体的な調整方法</p> <p>3市村の行政制度等は、基本的に次の分類により調整するものとする。</p> <p>(1) 3市村で同一のもの 3市村で同一であるため現行のまま新市へ引き継ぐ。</p> <p>(2) 高知市に制度があるもの（高知市のみを含む） 高知市の制度を基本にししながら、3市村の地域性等を勘案して調整する。 高知市のみある制度、あるいは高知市にあり、鏡村及び土佐山村（以下「2村」という。）においても、内容に相違はあるが同様の制度等は、高知市の制度を基本にししながら、3市村の地域性等を勘案して調整する。</p> <p>(3) 高知市に制度がなく、2村とも、あるいはいずれかに制度があるもの 2村のいずれかの制度を基本にししながら、3市村の地域性等を勘案して調整する。 高知市にない制度で、2村において、あるいは2村のうちいずれかにある制度は、いずれかの制度を基本にししながら、3市村の地域性等を勘案して調整する。</p> <p>調整の結果、存続、廃止又は経過期間を設けることとなる。</p>

議案第 1 3 号

建設計画の作成方針について

建設計画の作成方針について、別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 5 月 7 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

建設計画の作成方針

市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づき、合併協議会において作成する建設計画については、次の方針により作成するものとする。

1 計画の趣旨

この計画は、高松市と香川町の合併後の市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を作成し、その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図ろうとするものである。

2 計画の構成

この計画は、合併後の市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成する。

3 計画の期間

この計画における施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併後、おおむね10年間について定めるものとする。

4 計画の区域

原則として香川町地域を対象とするが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合は、高松市地域についても対象とする。

5 作成上の留意事項

(1) 基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。

(2) 対象事業については、香川町総合計画及び新・高松市総合計画など、基本的な施策・方針との整合性に留意するとともに、住民生活に急激な変化

を及ぼさないよう十分配慮する中で、その有効性・効率性や緊急度・優先度等を総合的に勘案し、合併後のまちづくりの根幹となるべき事業を選定するものとする。

(3) 公共的施設の整備については、その機能や役割を整理する中で、必要性や効果、地域バランス、財政状況などを考慮しながら検討するものとする。

(4) ハード面の事業に偏ることなく、ソフト面の事業についても重視した計画とする。

(5) 財政計画については、市町村の合併の特例に関する法律による特例措置等及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成するものとする。

(参考 1)

建設計画の概要

1 建設計画作成の意義

建設計画は、合併協議会により作成されるものであり、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを与え、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものである。

また、建設計画を基礎として、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）に基づく財政措置が講じられることとなっており、作成に当たっては、合併特例法第 5 条第 2 項の規定により、次の点に配慮することとされている。

合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進すること
単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とし、また、計画の内容が、実現困難なものとならないよう、真に合併市町村の建設に資する事業を選択し、合理的で健全な行財政に裏付けられた着実な計画とすること。

合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ること
合併市町村における旧市町村意識を早期に解消し、新市町村の建設を進めるための推進基盤を確立するとともに、その計画の実施を通じて、地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高め、併せて組織及び運営の合理化を図る必要があること。

合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮すること
合併により、いわゆる周辺地域となるおそれのある地域については、特に重点的に振興整備等の方策が計画に明確に位置付けられるべきであること。

2 建設計画に盛り込むべき事項

建設計画の具体的な内容は、あくまでも合併協議会において合併関係市町村の自主的な判断により決定されるものであるが、合併特例法第 5 条第 1 項では、建設計画に盛り込むべき事項として、次の事項が例示されている。

(1) 合併市町村の建設の基本方針（合併特例法第 5 条第 1 項第 1 号）

新設合併の場合には、当該合併市町村が将来進むべき方向及び行財政運営の基本事項等について定めるべきであり、編入合併の場合には、少なくとも編入される区域について、当該区域が合併後において果たす役割及び

合併市町村における位置付けについて定める必要がある。

(2) 合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項（合併特例法第5条第1項第2号）

上記(1)を実現するための事業について、その大綱を定めるものである。「根幹となる事業」は、合併市町村が実施する事業はもとより、都道府県が実施する事業についても、市町村または都道府県の判断により、適宜、必要な事業を位置付けることとなる。

また、合併市町村あるいは都道府県が実施する事業のうち、建設計画に基づき実施される事業についてのみ合併特例法による財政措置が講じられることから、合併特例債や合併市町村補助金などの活用を予定している事業は、できるだけ明確に位置付けておく必要がある。

(3) 公共的施設の統合整備に関する事項（合併特例法第5条第1項第3号）

支所・出張所の統廃合、小中学校の統合など、合併市町村の公共的施設の統合整備について定めるもの。

(4) 合併市町村の財政計画

一般的に、合併後、おおむね5～10年間程度の期間について定めることが適当とされているが、計画作成に当たっては、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないように留意する必要がある。

(参考 2)

市町村の合併の特例に関する法律 (抜粋)

(市町村建設計画の作成及び変更)

第 5 条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

(1) 合併市町村の建設の基本方針

(2) 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

(3) 公共的施設の総合整備に関する事項

(4) 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があつた場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。

6 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

- 7 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 8 第6項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。
- 9 第4項及び第5項の規定は、第6項の規定により、合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。

建設計画の作成方針の事例

【編入合併】福山市・内海町合併協議会	【編入合併】高知市・鏡村・土佐山村合併協議会
<p>【福山市・内海町合併建設計画原案策定基本方針】</p> <p>1 計画策定の趣旨及び位置付け この計画は、内海町長期総合計画を継承するとともに、第三次福山市総合計画を踏まえて、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域の「まちづくりの基本方針」を定め、総合的な「まちづくり計画」を策定するものとする。これにより、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域発展に資する具体的な施策の方向を示すものとする。</p> <p>また、この計画は、両市町の住民に対して、将来のビジョンを明らかにし、合併の適否を判断する材料となるものであり、さらに、合併特例法等に基づく様々な財政措置を受けるための前提ともなるものである。</p> <p>2 計画策定の指針</p> <p>(1) 国・地方を通じた厳しい財政環境の中、限られた財源の重点的・効率的配分を基本に、有効性・効率性や緊急度・優先度などを十分検証し、真に福山市と内海町の合併に伴う内海町地域のまちづくりに資する事業を選ぶものとする。</p> <p>(2) 合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とし、交付税、国県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらないことを基本とする。</p> <p>(3) ハード面では選択と重点化を図りながら、ソフト面にも配慮した計画とする。</p> <p>(4) 人口流出、高齢化等により地域活力の低下が懸念される地域の振興整備は、実状に応じた対策を講じるものとする。</p> <p>(5) この計画は、その実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準、文化水準を高めるという役割を担うものであり、併せて組織及び運営の合理化を図るものとする。</p> <p>(6) この計画の名称は、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域の将来像を示すものとして、より住民の親しみやすい名称を定めることとする。</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(1) 計画の対象地域 この計画の対象地域は、原則として内海町地域を対象とする。</p> <p>(2) 計画の構成 この計画は、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域のまちづくりの基本方針、基本方針を実現するためのまちづくり計画及び財政計画で構成する。</p> <p>(3) 計画の期間 まちづくりの基本方針は、長期的展望に立ったものとし、まちづくり計画及び財政計画は、年度(平成 年度)から 年度(平成 年度)までの10か年とする。</p>	<p>【新市まちづくり計画策定の基本的な考え方】</p> <p>1 計画策定の趣旨 新市まちづくり計画は、高知市、鏡村、土佐山村の合併後の新市のまちづくりを進めるための基本方針を定め、これに基づく主要施策及び財政計画等を示すとともに、その実現を図ることにより、3市村の速やかな一体化を促進し、地域のさらなる発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。</p> <p>なお、合併後の新市の総合計画については、この新市まちづくり計画を踏まえて新たに策定するものとする。</p> <p>2 計画の構成 本計画の構成は、次のとおりとする。</p> <p>合併の必要性 (1) 社会背景) (2) 合併の効果) 計画策定の方針</p> <p>1 計画策定の趣旨 2 計画の構成 3 計画の期間 新市の概況</p> <p>1 位置と地勢 2 面積 3 人口・世帯数 4 就業者数</p> <p>まちづくりの基本方針</p> <p>1 地域特性と課題 2 まちづくりの方向 3 土地利用 4 公共施設等の配置</p> <p>主要施策 財政計画</p>

<p>(4) まちづくりの基本方針（総合計画との整合） 両市町の総合計画の理念等に基づき「まちづくりの基本方針」を作成し、具体的施策については、内海町の実施計画等を基に施策の整合を図り、合併することで必要になる施策や一体的に継続して実施する施策について、取捨選択することとする。</p> <p>(5) まちづくり計画</p> <p>ア 対象事業の範囲 まちづくり計画の対象事業は、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域のまちづくりに当たっての根幹となるべき事業とし、国及び県が事業主体となるものを含むものとする。</p> <p>イ 対象事業の選定基準等 対象事業の選定に当たっては、次によることとする。</p> <p>(ア) 当該事業が、福山・府中広域市町村圏振興計画に記載されているなど、圏域としての重要事業であること。</p> <p>(イ) 内海町長期総合計画に記載がある事業、住民要望の強い事業など、内海町の懸案事業であること。</p> <p>(ウ) 対象事業は、今までの規模ではできなかった事業、又は規模が大きくなることに伴い必要となる改修事業等を基本とし、内海町の地域資源を生かした事業を積極的に採用するものとする。</p> <p>(エ) 公共施設等の整備に当たっては、既存施設の有効活用を図るとともに、機能的には整備するが、施設としては複合化することを原則とする。</p> <p>(オ) 合併特例債については、起債の総額抑制の観点进行を踏まえ、活用のあり方を検討するものとする。</p> <p>(6) 財政計画</p> <p>ア 策定の趣旨 財政計画は、まちづくり計画に定められた施策を計画的に実施していくため、施策の優先順位や今後の見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って、限られた財源の効率的な運用を図るなど適切な財政運営を行うために策定するものである。</p> <p>このため、財政計画は、現行制度を基本とし、まちづくり計画の施策を推進するに当たって必要となる財源の見通しと、その年次別の重点的・効率的な配分など、計画的な財政運営を図る指針として策定する。</p> <p>イ 策定の基本的考え方 福山市と内海町が、合併後においても健全な財政運営を行うことを基本に算定するものとし、合併による歳出の削減効果、合併による市民負担・サービス水準への影響、さらに国及び県による合併に係る財政支援を反映させて策定するとともに、まちづくり計画事業が、今後10年間に成り立つかを全体的視点から検証するものとする。</p>	<p>3 計画の期間 本計画の期間は、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）までの10年間とする。 前期と後期に分ける考え方もある。</p> <p>4 計画策定の指針</p> <p>(1) 本計画を策定するにあたっては、地域の特性や課題を十分踏まえるとともに、地域の均衡を図りつつ、地域全体の発展に資する計画となるよう配慮するものとする。</p> <p>特に、合併によって鏡川上流域の2村の約120km²が新市の行政エリアとなることから、山村の持つ国土保全、環境保全等の意義を十分認識し、中山間地域の振興策に配慮したものとする。</p> <p>(2) 新市のまちづくりに関する主要施策については、必要性、緊急性、優先性、有効性を十分検討し、新市のまちづくりの基本となるものを選定する。</p> <p>また、高知県が事業主体となるものを含むものとする。</p> <p>(3) ハード面の整備に止まらず、ソフト面にも配慮するものとする。</p> <p>(4) 公共施設等の配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域性や地域バランス、さらには、財政事情を考慮するものとする。</p> <p>(5) 合併特例債については、将来の健全財政の視点に立って有効に活用するものとする。</p> <p>(6) 財政計画は、主要施策に定められた事業を含めて、新市のまちづくりを総合的かつ計画的に推進できるよう、現行制度を基本として、堅実で長期的な見通しに立って策定するものとする。</p> <p>また、国及び県による財政支援等を反映させるとともに、行政改革の視点を踏まえて策定するものとする。</p>
---	--

協議第 2 号

合併の期日（協定項目第 2 号）について

合併の期日（協定項目第 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成 1 6 年 5 月 7 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 号	合併の期日について
合併の期日は、現時点において、平成 1 7 年 3 月 3 1 日を目標とする。		

平成 年 月 日 確認

(資料 1)

1 合併の期日を決定することの意義

- (1) 合併協議を着実に進めていくための目標を設定することになる。
- (2) 建設計画の期間の始期を明確にすることになる。

2 合併の期日を決定するに当たっての留意点

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を考慮すること。

合併するとすれば、市町村の合併の特例に関する法律に基づく各種の財政支援措置を受けることが望ましく、そのために現時点においては、同法の期限である平成17年3月31日までに合併する必要がある。

- (2) 合併の手続きに要する期間を考慮すること。

合併するためには、合併協定書の調印後、高松市及び香川町の両議会において、合併議案の議決が行われてから、県知事への合併申請、県議会における議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示など、様々な手続きが定められており、相当の期間を要することから、この点を十分考慮して、合併の期日を定める必要がある。

- (3) 合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行等に、できるだけ支障の少ない時期を想定すること。

- ・ 電算システムの統合や条例・規則の改正など、合併準備作業に要する期間を考慮する必要がある。
- ・ 年度末を合併の期日とした場合、合併による両市町の決算処理は、出納整理期間がないことから、これに伴う事務処理と通常の入・支出が一時に重なるため、会計処理が極めて輻輳することになる。
- ・ 合併の前日まで、現行の電算システムを稼働しながら、合併の期日から統合した新システムに移行するためには、休日を利用して移行・検証作業を行うことが適当である。

(資料2)

合併の期日の事例

1 平成11年度以降に合併した先行事例

合併期日	合併後の市の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定協議会設置期日
平成11年 4月 1日(木)	篠山市	4町	新設	平成 9年 4月 1日
平成13年 1月 1日(月)	新潟市	1市1町	編入	平成11年12月21日
平成13年 1月21日(日)	西東京市	2市	新設	平成11年10月11日
平成13年 4月 1日(日)	潮来市	2町	編入	平成11年 8月23日
平成13年 5月 1日(火)	さいたま市	3市	新設	平成12年 4月29日
平成13年11月15日(木)	大船渡市	1市1町	編入	平成13年 7月16日
平成14年11月 1日(金)	つくば市	1市1町	編入	昭和63年 2月 8日
平成15年 2月 3日(月)	福山市	1市2町	編入	平成14年 1月21日
平成15年 3月 1日(土)	廿日市市	1市1町1村	編入	平成14年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	静岡市	2市	新設	平成10年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	新居浜市	1市1村	編入	平成14年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	呉市	1市1町	編入	平成14年 4月 4日

2 今後、合併が予定されている事例

合併期日(予定)	協議会の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定協議会設置期日
平成16年11月 1日(月)	西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会	2市2町	新設	平成14年10月 1日
平成16年11月 1日(月)	鹿児島地区合併協議会	1市5町	編入	平成15年 1月24日
平成17年 1月 1日(土)	高知市・鏡村・土佐山村合併協議会	1市2村	編入	平成15年 1月24日
平成17年 1月 4日(火)	長崎地域合併協議会	1市6町	編入	平成14年10月 1日
平成17年 3月22日(火)	丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会	1市2町	新設	平成15年 4月 1日

協議第 3 号

新市の名称（協定項目第 3 号）について

新市の名称（協定項目第 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成 1 6 年 5 月 7 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 3 号	新市の名称について
新市の名称は、高松市とする。		

平成 年 月 日 確認

協議第 4 号

新市の事務所の位置（協定項目第 4 号）について

新市の事務所の位置（協定項目第 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 5 月 7 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 4 号	新市の事務所の位置について
新市の事務所の位置は、高松市番町一丁目 8 番 1 5 号とする。		

平成 年 月 日 確認

協議第 5 号

町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）について

町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 5 月 7 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 1 号	町名・字名の取扱いについて
<p>香川町地域における町の区域は、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称は、「香川町大野」、「香川町寺井」、「香川町浅野」、「香川町川内原」、「香川町川東上」、「香川町川東下」、「香川町東谷」、「香川町安原下第 3 号」、「香川町安原下第 1 号」とする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について

現 況	
高 松 市	香 川 町
1 町 数 203 2 大字数 0 3 高松市の住所表示は、次の2種類ある。 (1) 土地の地番を使用し、「番地」と表示する町名 高松市屋島西町1234番地12 など (2) 住居表示に関する法律に基づき、街区方式による住居表示が実施され、街区符号と住居番号による「番号」により表示する町名 高松市番町一丁目2番3号 など	1 町 数 1(香川) 2 大字数 9(大野、寺井、浅野、川内原、川東上、川東下、東谷、安原下第3号、安原下第1号) 3 香川町の住所表示は、次のとおりである。 香川町大字大野1234番地12 など (大字) 4 参考(合併後) 高松市香川町大野1234番地12 (町名)
先進地域の事例	
平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例 注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)	
新潟市 黒埼町の町字名については、黒埼町の意向を尊重する。ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。	
潮来市(つくば市、新発田市は、同様) 潮来町及び牛堀町の字の区域及び名称は、現行どおりとする。	
大船渡市 三陸町の区域の大字は、「三陸町綾里」、「三陸町越喜来」、「三陸町吉浜」とし、「大字」は表示しないこととする。 字は、現行のとおりとする。	
新居浜市 町・字の名称については、別子山村においては、宇摩郡別子山村を新居浜市別子山に置き換える。	

参 考

地方自治法

(市町村内の町又は字の区域)

第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

手続

本条の処分は、合併の日に行うものであり、手続は、次のとおりである。

高松市長の提案 高松市議会の議決 知事への届出 知事の告示 効力発生

合併の日の施行を考えれば、合併の日を高松市長が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分をせざるを得なく、同日に知事に届出、同日に告示することになる。

大字を表示しない場合も本条の手続が必要

旧市町の字の区域及び名称をそのまま新市町の字の区域及び名称とする場合は、本条の手続を要しない。

(例 高松市香川町大字大野 1 2 3 4 番地 1 2)

住居表示上、「大字」を単に「」と変更するなど、大字や小字を表示しないとする場合は、「大字」が固有名詞と考えられるので、本条の手続が必要となる。

4 その他

(1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

ア 第7回会議

(ア) 日時 平成16年6月28日(月) 午後1時30分

(イ) 場所 香川県自治会館 7階会議室